

高速5号線シールドトンネル工事の工事費増額について

平成30年10月26日

広島高速道路公社

1 要旨

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速5号線シールドトンネル工事の受注者である大林・大成・広成建設工事共同企業体（以下「JV」という。）から、工事費の増額の要請があったため、これを受け工事費について協議を行うこととした。

2 工事概要

対象工事	高速5号線シールドトンネル工事*	
	シールドマシン製作他工事	シールドトンネル掘削他工事
工期	H28.5.31～H31.1.31	H29.3.31～H32.7.31
契約金額 (当初)	9,438,178,320円(税込)	10,561,812,480円(税込)
内容	実施設計 L=1,407m シールドマシン製作 一式 仮設工(施工ヤード造成など)一式	トンネル本体工 L=1,407m 坑門工 1箇所(開削部) 仮設工(シールドマシン撤去工など)一式

※上記2工事を「枠組み協定型一括入札方式」により、総額約200億円で協定締結

3 経緯

公社は、平成28年5月31日にJVと総額約200億円で枠組み協定を締結した。

平成29年2月、JVから実施設計に基づいて、契約額が増額する内容の見積書が提出された。

これに対して、公社は、契約後当初予定していない事柄で合理的な理由がある場合以外は契約額の変更は困難であるとの認識であったが、その後、今年度になって4月以降、JVから改めて、シールドトンネル掘削工事について、工事の完成に必要なが契約に含まれていない費用があるとして、契約額の増額の要請があった。

これを受け、県・市・公社で平成28年5月の枠組み協定の締結に至る経緯や見積書等の精査を行った上で、平成30年8月末、公社は工事費についてJVと協議を行うこととした。

JVは、平成30年9月18日、シールドマシンの組み立て等の準備作業を終え、シールドトンネル掘削工事に着手した。

4 今後の対応

公社とJVにおいて協議・調整を行い、工事費を精査・確定していくこととしている。